

(10) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥取県手数料徴収条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分する。

平成28年7月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(291) 略</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(291) 略</p>

(292) 採石法第32条の4第1項第6号口の規定に基づく認定 1件
につき8,000円

(293)～(296) 略

(297) 砂利採取法第6条第1項第6号口の規定に基づく認定 1件
につき8,000円

(298)～(328) 略

2 略

(292) 採石法第32条の4第1項第5号口の規定に基づく認定 1件
につき8,000円

(293)～(296) 略

(297) 砂利採取法第6条第1項第5号口の規定に基づく認定 1件
につき8,000円

(298)～(328) 略

2 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。